



農委

だより

平成29年2月

No.41

編集発行

市貝町農業委員会

TEL.68-1120



病虫害防除一斉しば焼き(赤羽地内)

**農地の売買や農地転用の申請書の
締め切り日は毎月10日です。**

(10日が土・日曜日にかかる場合は、金曜日までとなります。)

目 次

- 農業委員・推進委員の募集 P2
- 農地転用・青色申告 P3
- 視察研修、収入保険制度
農地中間管理事業 P4
- 農地利用状況調査、利用権設定、
農業者年金 P5
- 平成29年農作業標準賃金等 P6

農地を転用するには、農地法による許可が必要です

農地転用をする場合

→ 4条申請又は5条申請が必要です。

農地を住宅などの建物施設、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することをいいます。なお、一時的に資材置場や砂利採取等に利用する場合も転用となります。

許可を受けずに転用すると

→ 無断転用となります。

許可を受けずに農地を無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

原状回復命令
罰則の適用が
あります

①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
②違反転用における原状回復命令違反	(法人は1億円以下の罰金)

農地転用受付は町農業委員会で行っています。不明な点・疑問点などありましたら、地元の農業委員または農業委員会事務局に相談してください。
TEL 0285-68-1120

賢く節税! 農業青色申告を始めてみませんか

確定申告では、税制上の各種の特典(控除)が利用できる青色申告をお勧めします。

新たに青色申告をされる方は、青色申告しようとする年の3月15日(休日のときは翌月曜日)までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

知って得する 青色申告の メリット

(注 内容によりメリットが受けられない場合があります)

メリット1

複式簿記で記帳すると最大で65万円の特別控除が受けられます。

メリット2

生計を共にする家族を「青色事業専従者」にすることで、その人に支払った適正な給与は、全額経費に算入できます。

メリット3

その年の所得に損失が出たときは、翌年以降3年間繰越して損失額を差し引くことができます。

市貝町農業青色申告会では、会員を募集しています。

パソコン簿記の講習会や、確定申告書作成の記帳指導会などを行っています。会員の中に指導員がおりますので、初めての方でも安心してご参加ください。

入会に関するお問い合わせは、青色申告会事務局 ☎68-1120まで。

農業委員と農地利用最適化推進委員の定数・報酬等

農業委員 定数12人

報酬月額/会 長	38,000円
／職務代理者	32,000円
／委 員	31,000円

農地利用最適化推進委員 定数13人

報酬月額	30,000円
------	---------

※農業委員・農地利用最適化推進委員には、月額報酬のほか、成果実績に応じて加算される年額報酬があります。

農地利用最適化推進委員担当地区と定数

地区名	担当地区	定数
第1地区	荒宿・上根	1
第2地区	新町・大久保・石下	1
第3地区	平・村上・駒込・仲之内・本仲之内・笹原田	1
第4地区	古宿上町・古宿下町・前之内・東峰崎・西峰崎	1
第5地区	上赤羽・西宿	1
第6地区	赤羽上町・鴻之宿	1
第7地区	赤羽下町・中新田・菅之谷	1
第8地区	多田羅	1
第9地区	文谷・椎谷	1
第10地区	田野辺	1
第11地区	杉山・大谷津	1
第12地区	続谷・刈生田・羽仏	1
第13地区	塩田・見上・竹内	1
合 計		13

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

平成28年12月議会定例会において、新しい農業委員と農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定と新委員の報酬額を定める報酬条例の改正が議決されました。

町と町農業委員会では、農業委員会等に関する法律および市貝町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例等の規定に基づき、

本年7月20日に任命される農業委員と農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

■募集期間
平成29年2月1日(水)から
平成29年3月1日(水)まで【必着】

■募集人数
農業委員 12人

農地利用最適化推進委員 13人

任期(3年)

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

対象者

原則町内に住所を有する者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項とそれぞれの委員の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

①破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

応募区分

応募には、推薦による応募と自薦による応募の2つの方法があります。

①推薦による応募

・農業者3人以上の推薦による応募
・農業関係団体や自治会の推薦による応募
②自薦(一般公募)による応募

応募方法

所定の用紙に必要事項を記入・押印のうえ、直接持参するかまたは郵送により町農業委員会事務局に提出をお願いします。※持参の場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

委員の募集についての詳細や、応募用紙等は、町ホームページでご覧になれるほか、町農業委員会の窓口でも配布しています。

問い合わせ

町農業委員会事務局 ☎(68)1120

< 荒廃農地の状況 >

農地面積	区分	耕作放棄地 (ha)	
		A 分類	B 分類
2,145	田	2.6	2.2
	畑	23.4	23.1
小計		26.0	25.3
合計		51.3	

< 荒廃農地の判定基準 >

A 分類…再生利用が可能な農地

抜根、整地、客土等により通常の農作業による耕作が可能と見込まれるもの

B 分類…再生利用が困難と見込まれる農地

森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なもの

平成28年8月から9月にかけて、町内全域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。この調査は、遊休農地の実態把握などを目的に毎年行われているもので、農業委員17人が、各地区の農地利用について現地調査をしました。遊休農地や耕作放棄地は、病害虫・鳥獣被害の発生、雑木・雑草の繁茂、産業廃棄物等の不法投棄など周辺の環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。所有者（耕作者）の方は、農地の適正な管理についてご協力をお願いします。利用状況調査に基づく荒廃農地の状況は、次のとおりです。

平成28年度

農地利用状況調査を実施

先進地視察研修

平成28年11月10日、町農業委員会と事務局職員合わせて15人が、新潟県津南町で先進地視察研修を行いました。

津南町では、苗場山麓に広がる河岸段丘で、かんがい用排水が完備された1区画1ヘクタール3ヘクタールの大きなほ場を整備して農業振興に取り組んでいます。

青年農業者を中心に大規模経営が行われ、農業後継者、新規参入者の就農率は、新潟県内でも屈指の高さを誇っているとのことでした。



山々に囲まれた津南町の農地

また、津南町は、日本有数の豪雪地帯であることから、冬場の雪を雪室に貯蔵し、保冷庫の冷却源として有効活用するなど、地域特性を生かした事業にも取り組んでいます。津南町役場で情報交換の後、現地の広大な農地を視察するなど、有意義な研修となりました。

青色申告農業者を対象とした収入保険制度が始まります

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度は、品目の枠にとられず、自然災害による減収分だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

◆青色申告を行っている農業者が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告の実績が1年分あれば加入できます。

◆当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とします。

◆農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。

◆農業共済やナラシ対策などの補償制度との併用はできません。

新たに平成29年分の所得から青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

※収入保険制度についての詳しい内容は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

問い合わせ 関東農政局栃木県拠点地方参事官室

☎028(633)3312

農業経営基盤強化を促進します

農用地利用権設定等促進事業

農用地利用権設定等促進事業は、農地を貸したという農家と農業経営規模の拡大を図りたいという担い手等との間で、安心して農地の貸し借りができる事業です。

貸し手のメリット

・貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく、必ず返ってきます。継続して貸すこともできます。

借り手のメリット

・農業経営規模の拡大が図れます。
・賃借期間中は安心して耕作ができます。利用権の再設定により、期間満了後も手続きをすれば継続して借りることができます。

◇申請用紙は、農業委員会事務局に備えてあります。

全国農業新聞

全国農業会議所が発行する農家のための情報誌です。

農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けします。

◆毎週1回 金曜日発行

◆購読料 月額700円（送料込み）

申込みは、農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください。

メリットいっぱい

担い手積立年金 農業者年金に加入しましょう

老後への備えは十分ですか？年金は、家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！

農業者年金について詳しく知りたい方は、農業委員会事務局（☎68-1120）まで、お気軽にご相談ください。

次の要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。



農業者年金の特徴

- ・積立方式で安心です。
- ・加入・脱退は自由です。
- ・保険料は全額社会保険料控除。
- ・保険料はいつでも変更できます。
- ・農業の担い手には、保険料が補助されます。
- ・終身年金の80歳までの死亡一時金があります。

農地中間管理事業の仕組み



貸借期間は、原則10年以上です。

農地中間管理事業

農地の貸借は

農地中間管理機構へ

栃木県農業振興公社（農地中間管理機構）では、農業経営規模の縮小や、リタイアする方などから農地を借り受け、地域の担い手となる農家に貸し出す農地中間管理事業を行っています。

この事業を利用して農地を借りたい方、貸したい方は、役場農林課（☎68）1116までお問い合わせください。

平成29年農作業標準賃金について

作業区分	内 訳	賃 金	摘 要
箱育苗	1箱当り	700円	購入種子に限る
水田耕起	10a当り	3,500円	ロータリー耕、プラウ耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
	10a当り	3,000円	2番耕、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
代かき	10a当り	6,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する
田植え	10a当り(機械)	6,500円	補植別、土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する 側条施肥8,000円 肥料委託者負担
薬剤散布	10a当り(粒・粉剤)	1,000円	薬剤委託者負担
	10a当り(液剤)	1,500円	
麦・大豆播種	10a当り	3,500円	[施肥、播種復土] 肥料、種子委託者負担
刈り取り 〔水稻・麦〕	10a当りバインダー	6,000円	燃料、結束縄は委託者負担
	10a当りコンバイン	16,000円	土地改良未実施地区は30%を限度に考慮する。籾・麦 運搬別、寄せ刈り別、倒伏状況により5,000円以内加算
大豆刈取	10a当りコンバイン	10,000円	
脱 穀	10a当り	6,000円	
乾 燥	水稻	1,000円	60kg 当り
	麦	1,500円	調整含み 60kg 当り
粃摺り	水稻	500円	調整含み 60kg 当り
	陸稲	600円	
溝堀・畦畔作り	1m当り	60円	
肥料散布	10a当り	1,000円	10a標準5袋、1袋増毎100円加算(運搬含み) 燃料、機 械請負人持ち
一般作業	一日当り	6,400円	1日8時間標準

※ ほ場条件及び作業内容等を考慮し、当事者間で決定してください。 ※ 価格は税別です。

平成29年(1月～12月)の賃借料水準(10a)

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)
は、以下のとおりとなっております。

1. 水田(水稻)の部

(単位:円、筆)

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中部・南部	基盤整備地域	14,600	21,000	7,500	39	
	未整備地域	10,800	14,000	6,900	18	
北 部	基盤整備地域	13,900	18,000	10,000	22	
	未整備地域	12,000	14,500	6,900	23	
市貝町平均		12,800				

2. 畑(普通畑)の部

(単位:円、筆)

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中部・南部	基盤整備地域	4,900	5,000	4,500	6	
	未整備地域	4,600	5,000	3,000	12	
北 部	基盤整備地域	4,300	4,500	4,000	8	
	未整備地域	4,400	5,000	3,800	4	
市貝町平均		4,600				

※ 賃借料につきましては、上記の賃借料水準を参考に、当事者間で決めてください。 ※ 価格は税別です。